

風通しのよい学校をつくりましょう

～学校におけるハラスメントの防止に向けて～

1 未然防止に向けて教職員全員が認識すべきこと

理解する

教職員一人ひとりが、ハラスメントになり得る言動を認識し、全員でハラスメントをなくしていこうとする意識を大切にしましょう。

行動する

同じ職場で働く者同士がお互いを大切にし、日頃からコミュニケーションを図り、風通しのよい職場を築いていこうとする意識を大切にしましょう。

相談する

ハラスメントを受けると、精神的なダメージを受けて心身の健康を損なうことがあります。決して一人で悩みを抱えず、信頼できる人やハラスメント窓口にご相談しましょう。

2 相談窓口

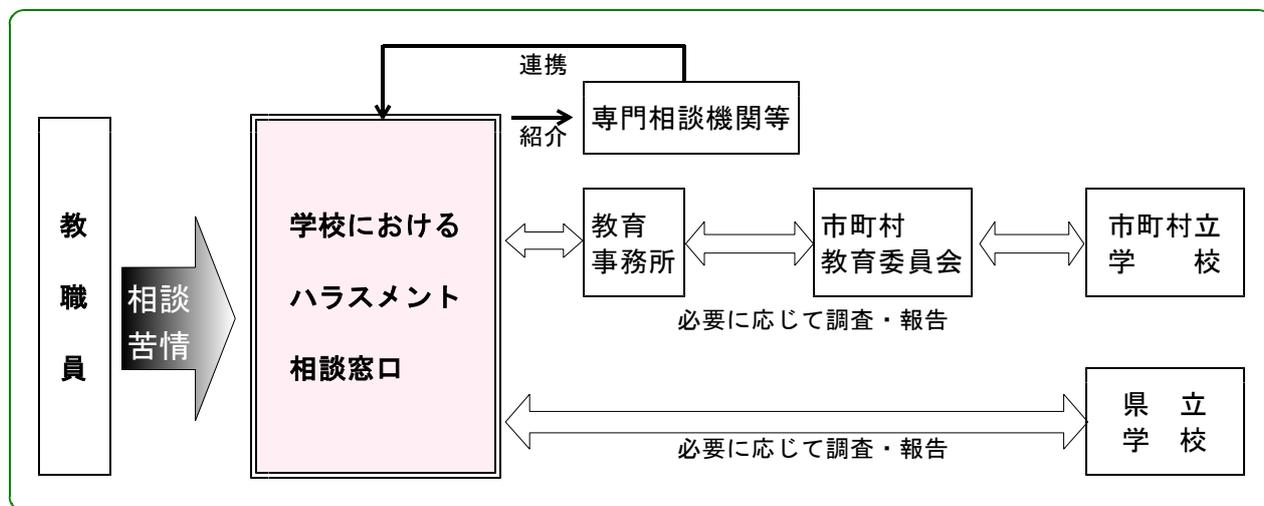
仕事や職場における人間関係等でのハラスメントについて、お困りのことはありませんか。

一人で抱え込まず、ぜひ相談窓口をご利用ください。相談することで、不利益な扱いを受けることは一切ありません。むしろ、相談することで、被害の深刻化を防ぎ、職場内のハラスメントをなくすことにもつながります。

相談については、県教育委員会の職員が対応しますが、他に知られることを望まないなど、相談者の意向やプライバシーにも十分配慮しますので、安心してご相談ください。なお、相談者が希望する場合は、その内容によって女性職員による対応を行います。

また、他の相談窓口と連携し、組織として必要な対応を行います。

(1) 相談対応の流れ



(2) ハラスメント相談窓口

受付電話番号	027-226-4350 (ハラスメント相談専用)
	027-226-4521 (総務課)
	027-226-4594 (学校人事課義務教育人事係)
	027-226-4597 (学校人事課県立学校人事係)
受付時間	月曜日から金曜日の8:30から17:15まで (ただし、祝日及び年末年始の休日を除く)